

外国の大学において修得した科目の単位を教職課程の科目の単位として認定することに関する
申し合わせ事項

- (1) 「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」（2018年度（平成30年度）以前の入学者においては旧教職課程の「教職に関する科目」）については、外国の大学の授業科目の単位は一切認められない。
- (2) 「教科に関する専門的事項」（2018年度（平成30年度）以前の入学者においては旧教職課程の「教科に関する科目」）の「一般的包括的内容を含む科目（下線科目）」については、教員免許取得希望の学生の場合、本学の授業科目を履修することとする。
- (3) 「教科に関する専門的事項」（2018年度（平成30年度）以前の入学者においては旧教職課程の「教科に関する科目」）の「一般的包括的内容を含む科目（下線科目）」以外の科目については、該当する免許の課程認定を受けている学科・専攻の確認を事前に得たうえで、各学部の判断により認定される。
ただし、教員免許取得希望の学生は、「留学先の外国の大学が、希望する教員免許状（大学院の場合は専修免許状）に相当する学校の教員養成をする協定大学・機関のうち、本学が指定する特定の大学・機関でなければ、教員免許科目「教科に関する専門的事項」として認定されない」ことに留意すること。外国の大学の単位について、県大で単位認定申請する前に、留学先大学が教員養成する特定の協定大学・機関であることの確認が必要である。
- (4) 「大学が独自に設定する科目」（2018年度（平成30年度）以前の入学者においては旧教職課程の「教科又は教職に関する科目」）については、第(3)項と同様とする。
- (5) 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」（2018年度（平成30年度）以前の入学者における旧教職課程でも同様の科目）については、第(3)項と同様とする。

附 則

この申し合わせ事項は、令和元年7月30日から施行する。